厚生労働省
佐賀労働局
Press Release

佐賀労働局発表
令和 7年 12 月 19 日(金)

【照会先】
佐賀労働局職業安定部職業対策課
課　　長　　浦郷　裕司
障害者雇用担当官　　山田　直美
（電話）　0952-32-7217

令和７年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率 民間企業の場合は 2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

佐賀労働局(局長 城 寿克)では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和７年の「障害者雇用状況」について集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞　法定雇用率 2.5%

○雇用障害者数は過去最高、実雇用率は１２年連続で過去最高を更新

・雇用障害者数は 2,902.0 人、対前年比 4.9%（135.0 人）増加

・実雇用率 2.87%、前年同率（※小数点第３位で比較した場合、前年より上昇）
〔全国平均 2.41%、全国４位〕

○法定雇用率達成企業の割合は、62.4%

・対前年比 0.2 ポイント低下〔全国平均　46.0%、全国２位〕
対象企業数 734 社、達成企業数 458 社

＜地方公共団体＞　法定雇用率 2.8%、県の教育委員会は 2.7%

○県の機関及び教育委員会は、４機関中４機関で法定雇用率達成

・県の機関:雇用障害者数 124.0 人（124.5 人）、実雇用率 2.96%（2.93%）

・県の教育委員会:雇用障害者数 209.5 人（196.0 人）、実雇用率 2.72%（2.54%）

○市町の機関は、33 機関中 27 機関で法定雇用率達成

・雇用障害者数 313.0 人（301.0 人）、実雇用率 2.83%（2.76%）

＜独立行政法人等＞　法定雇用率 2.8%

○雇用障害者数 23.5 人（16.0 人）、実雇用率 2.33%（1.80%）で法定雇用率未達成

※（　）は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1　民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

・　民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は 2902.0人で、前年より4.9%（135.0人）増加した。

・　障害別にみると、身体障害者は 1,482.5人（対前年比1.6%増）、知的障害者は797.5人（同2.7%増）、精神障害者は622.0人（同17.1%増）と、知的障害者及び精神障害者は前年より増加し過去最高となった。

・　実雇用率は、12年連続過去最高（※）の2.87%（前年は2.87%）で、全国４位、法定雇用率達成企業の割合は62.4%（同62.6%）で全国２位となった。

※実雇用率について小数点第３位で比較した場合、前年より上昇している。

〔総括表１、グラフ(1)(2)(3)、詳細表１(1)〕

○　企業規模別の状況

・　企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で758.0人（前年は697.0人）、100～300人未満で1,075.0人（同1,048.0人）、300～ 500人未満で353.5人（同338.0人）、500～1,000人未満で357.5人（同340.0人）、1,000人以上で358.0人（同344.0人）と、全ての企業規模で前年より増加した。

・　実雇用率は、40.0～100人未満で2.96%（前年は2.90%）、100～300人未満で3.04%（同3.03%）、300～500人未満で2.52%（同2.61%）、500～1,000人未満で2.98%（同3.06%）、1,000人以上で2.54%（同2.52%）となった。
　なお、民間企業全体の実雇用率2.87%（同2.87%）と比較すると、40.0～100人未満、100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業は上回っているが、300～500人未満及び1,000人以上規模企業は下回っている。

・　法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満が60.7%（前年は60.6%）、100～300人未満が66.7%（同68.5%）、300～500人未満が59.0%（同60.5%）、500～1,000人未満が55.0%（同52.6%）、1,000人以上が62.5%（同25.0%）となり、100～300人未満及び300～500人未満規模企業で前年より低下したが、それ以外の規模の区分では上昇した。　〔グラフ(4)・(5)、詳細表１(2)〕

○　産業別の状況

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「医療、福祉」の 1,067.0 人（前年は 1,005.5 人）が最も多く、「製造業」の 832.0 人（同 807.0 人）、「卸売業、小売業」の 277.5 人（同 257.5 人）と続いている。

・実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」で5.18％（前年は4.77％）、「医療、福祉」で3.72％（同3.79％）が民間企業全体の実雇用率2.87％を上回った。

〔詳細表１(3)〕

○　法定雇用率未達成企業の状況

・　令和７年の法定雇用率未達成企業は276社。そのうち、不足数が0.5人または１人である企業（１人不足企業）が、74.6％を占めている。

・　また、障害者を１人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は152社で、未達成企業に占める割合は、55.1％となっている。

〔詳細表１(3)〕

２　地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8％）

県の機関に在職している障害者の数は124.0人（前年は124.5人）で、前年より0.4％（0.5人）減少しており、実雇用率は2.96％（同2.93％）と、前年に比べ0.03ポイント増加した。

〔総括表２(1)、詳細表２(1)、４(1)〕

(2) 市町の機関（法定雇用率2.8％）

市町の機関に在職している障害者の数は313.0人（前年は301.0人）で、前年より4.0％（12.0人）増加しており、実雇用率は2.83％（同2.76％）と、前年に比べ0.07ポイント増加した。

33機関中27機関が達成。

〔総括表２(2)、詳細表２(2)、４(2)〕

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.7％）

県の教育委員会に在職している障害者の数は 209.5人（前年は196.0人）で、前年より6.9％（同13.5人）増加しており、実雇用率は 2.72％（同2.54％）と、前年に比べ0.18ポイント増加した。

〔総括表２(3)、詳細表２(3)、４(3)〕

３　地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.8％）に雇用されている障害者の数は23.5人（前年は16.0人）で、前年より46.9％（7.5人）増加しており、実雇用率は2.33％（同1.80％）と、前年に比べ0.53ポイント増加した。

〔総括表３、詳細表３、４(4)〕

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

総 括 表

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2．5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	101,077.0人 (96,398.5人)	2,902.0人 (2,767.0人)	2.87% (2.87%)	458/734 (446/712)	62.4% (62.6%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1)県の機関(法定雇用率2．8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	4,183.5人 (4,244.5人)	124.0 人 (124.5人)	2.96% (2.93%)	3/3 (3/3)	100.0% (100.0%)

(2)市町の機関(法定雇用率2．8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	11,050.0人 (10,912.5人)	313.0 人 (301.0人)	2.83% (2.76%)	27/33 (23/31)	81.8% (74.2%)

(3)県の教育委員会(法定雇用率2．7%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	7,696.0人 (7,708.0人)	209.5 人 (196.0人)	2.72% (2.54%)	1/1 (0/1)	100.0% (0.0%)

3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2．8％)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	1,008.5人 (890.5人)	23.5 人 (16.0人)	2.33% (1.80%)	0/1 (0/1)	0.0% (0.0%)

注 1 １及び３の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ２の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、１人を１カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 （ ）内は、令和６年６月１日現在の数値である。

6 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2．７％が適用される教育委員会を除く）を含むものである。

7 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第２の第９号の法人を指す。

（１）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

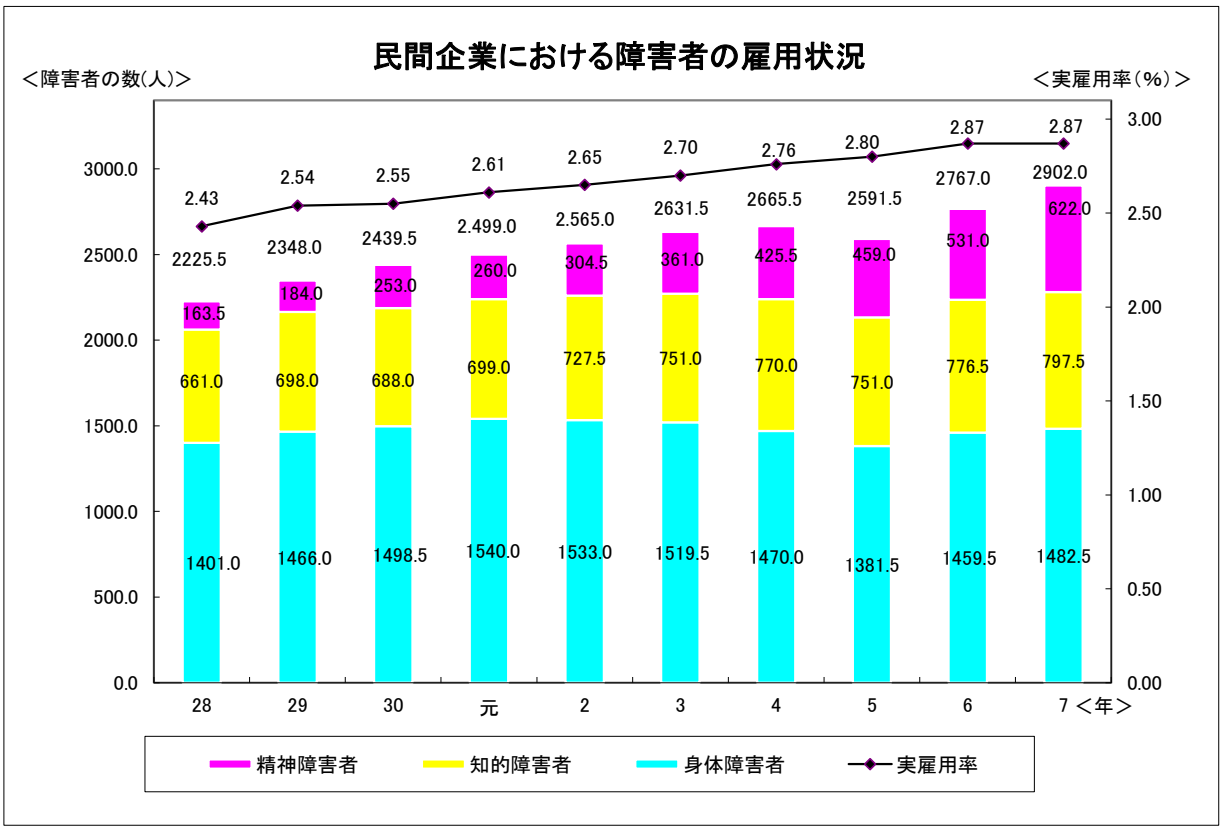

＜法定雇用率＞

1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年4月から平成30年3月までは50人以上規模、平成30年4月から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月から令和6年3月までは43.5人以上規模、令和6年4月以降は40.0人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
  （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
  （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
  （知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者
  （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成30年度以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、１人分とカウントしている。
①通報年の３年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の３年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年度以降、短時間勤務職員である精神障害者については、令和5年4月1日から精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、１カウントとしている。

令和6年4月以降、短時間労働者のうち週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の者について、0.5人とカウントとしている。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成30年3月までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和3年3月から令和6年3月までは2.3%、令和6年4月以降は2.5%となっている。

（2）民間企業における実雇用率の推移

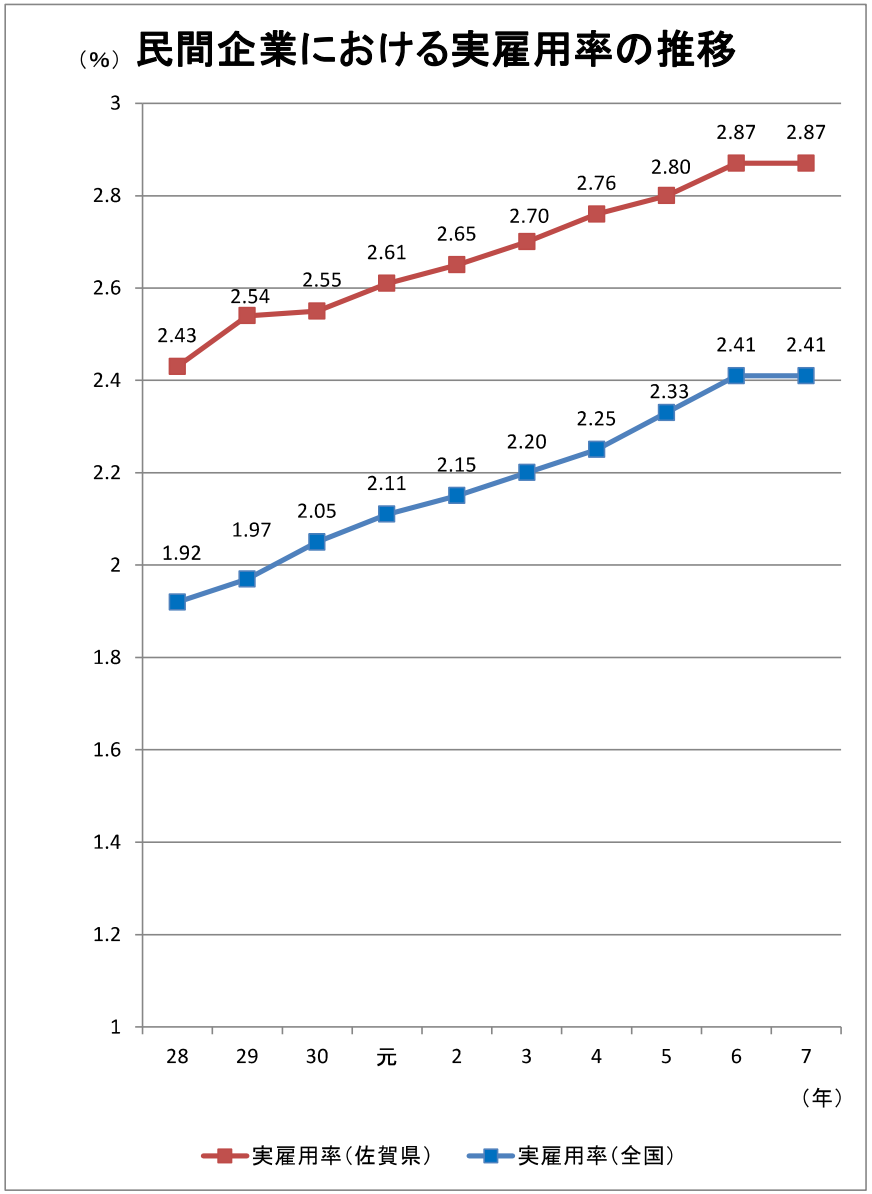

（3）民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移

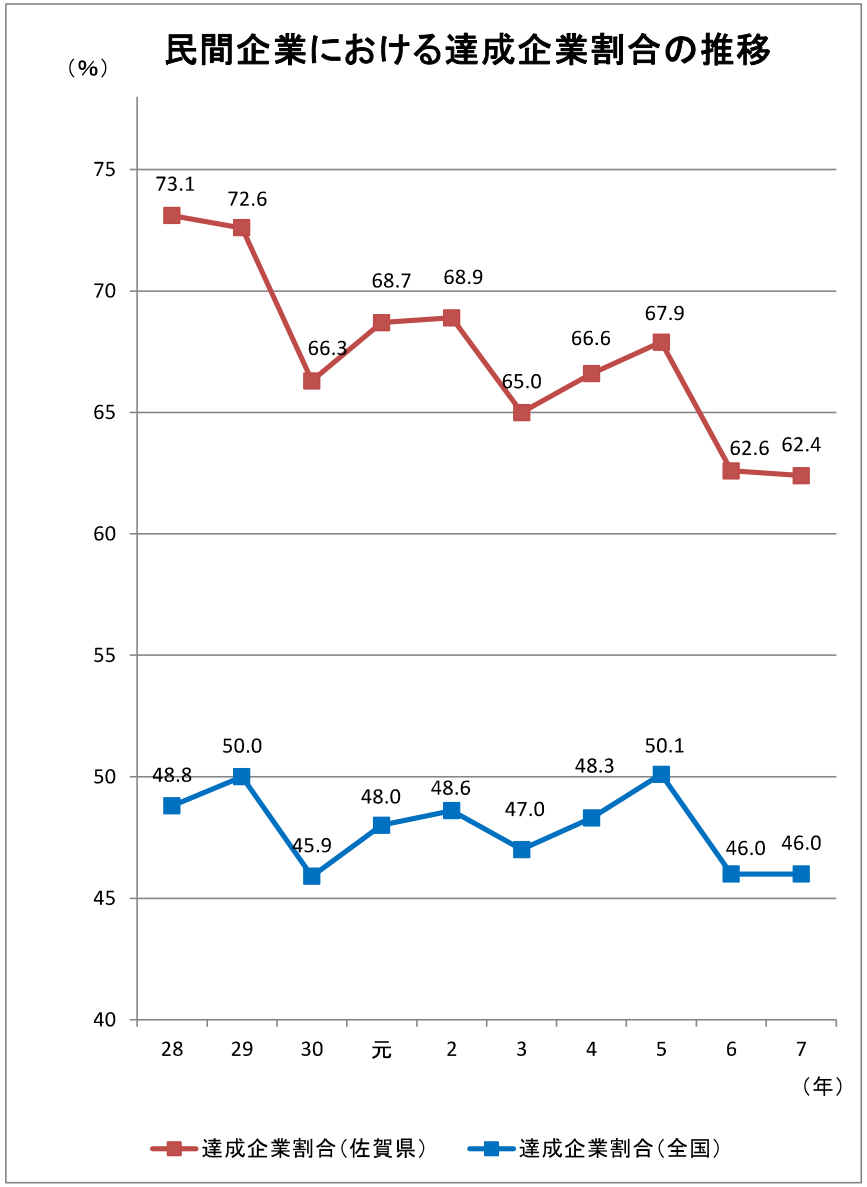

（4）企業規模別実雇用率

各年６月１日現在

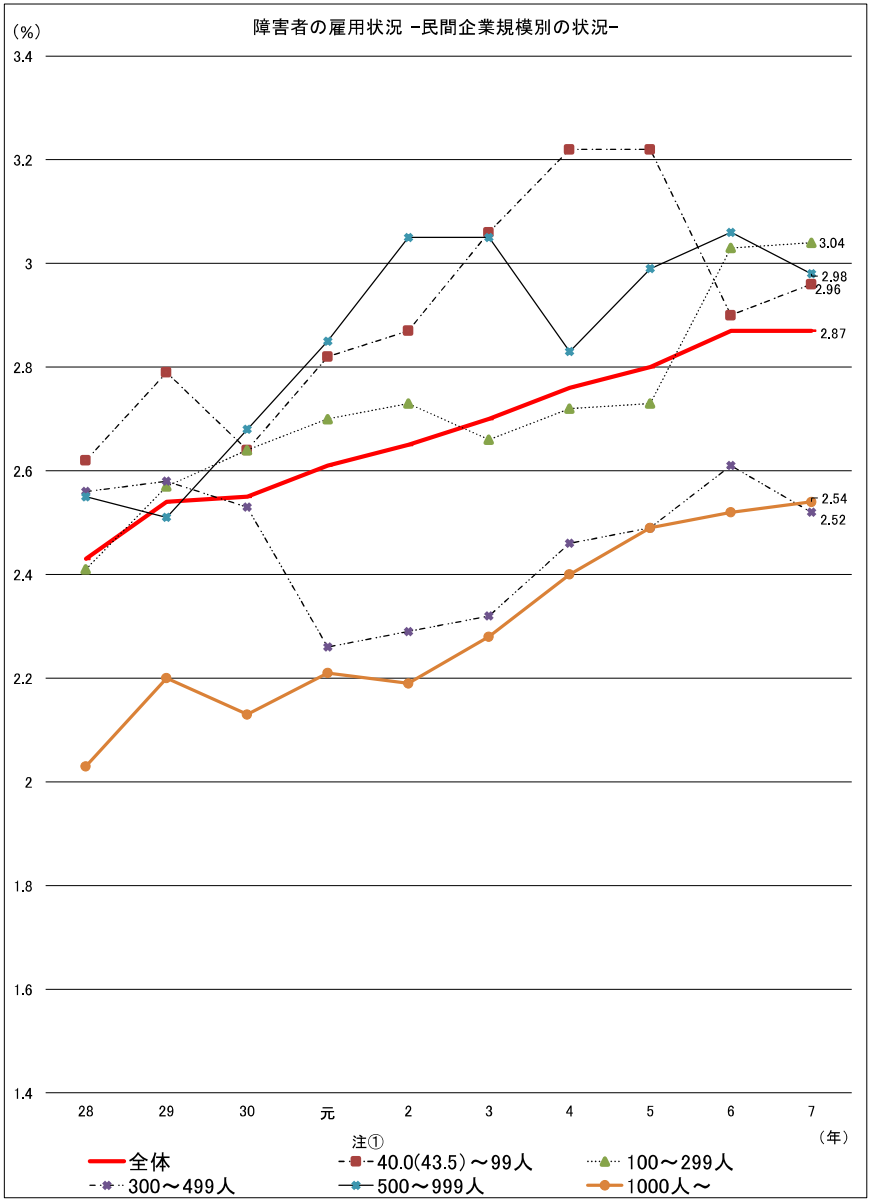

注① 平成24年までは、56～100人未満
注① 平成29年までは、50～100人未満
注① 令和2年2月末迄は、45.5～100人未満
注① 令和6年3月末迄は、43.5～100人未満

（5）企業規模別達成企業割合

各年６月１日現在

注① 平成24年までは、56～100人未満
注① 平成29年までは、50～100人未満
注① 令和2年2月末迄は、45.5～100人未満
注① 令和6年3月末迄は、43.5～100人未満

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　２．５％
  （40.0人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．８％
  - 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等

○　国、地方公共団体　……　２．８％
（36.0人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．７％
（37.5人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その１人をもって１人分としてカウントされる。

※　重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

1 民間企業における雇用状況 （法定雇用率2．5%）

（1）概況

①概況

区　分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 （注1）	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 （注3）	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（注3）	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注3）	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 （注3）	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 （注3）	F.　計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 （注2）	G.うち新規雇用分 （注4）	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
民間企業 （2．5%）	734 (712)	101,077.0 (96,398.5)	484 (468)	321 (274)	1,473 (1,450)	226 (182)	54 (32)	2,902.0 (2,767.0)	318.5 (262.0)	2.87 (2.87)	458 (446)	62.4 (62.6)

〔1.(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3　A･C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B･D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4　G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5　（　）内は令和6年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 （注1）	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 （注4）	b.　重度身体障害者である短時間労働者 （注4）	c. 重度以外の身体障害者 （注4）	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 （注4）	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 （注4）	f.　計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 （注2）（注3）	g. うち新規雇用分 （注5）	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 （注4）	b.　重度知的障害者である短時間労働者 （注4）	c. 重度以外の知的障害者 （注4）	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 （注4）	e.　重度知的障害者である特定短時間労働者 （注4）	f.　計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 （注2）（注3）	g. うち新規雇用分 （注5）	④精神障害者の数 c.精神障害者 （注4）	d. 精神障害者である短時間労働者 （注4）	e.　精神障害者である特定短時間労働者 （注4）	f.　計 c＋d＋e×0.5 （注3）	g. うち新規雇用分 （注5）
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
民間企業	2,902.0 (2,767.0)	360 (352)	54 48	643 656	109 87	22 16	1,482.5 1,459.5	106.0 106.0	124 (116)	39 37	450 459	117 95	4 2)	797.5 (776.5)	66.0 (60.0)	380 (335)	228 189	28 14)	622.0 (531.0)	146.5 (96.0)

〔1.(1)②表の注〕

注1　①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2　②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3　法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4　②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6　（　）内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区　分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
規模計	734	101,077.0	484	321	1,473	226	54	2,902.0	318.5	2.87	458	62.4
	(712)	(96,398.5)	(468)	(274)	(1,450)	(182)	(32)	(2,767.0)	(262.0)	(2.87)	(446)	(62.6)
40.0～100人未満	430	25,582.0	116	97	374	97	13	758.0	79.0	2.96	261	60.7
	(406)	(24,021.0)	(107)	(72)	(375)	(65)	(7)	(697.0)	(71.5)	(2.90)	(246)	(60.6)
100～300人未満	237	35,404.5	151	167	557	78	20	1,075.0	131.5	3.04	158	66.7
	(241)	(34,615.5)	(156)	(150)	(545)	(69)	(13)	(1,048.0)	(107.5)	(3.03)	(165)	(68.5)
300～500人未満	39	14,003.5	74	14	178	19	8	353.5	27.0	2.52	23	59.0
	(38)	(12,970.5)	(66)	(17)	(178)	(19)	(3)	(338.0)	(38.0)	(2.61)	(23)	(60.5)
500～1,000人未満	20	12,013.5	74	23	171	23	8	357.5	28.0	2.98	11	55.0
	(19)	(11,115.0)	(69)	(24)	(164)	(22)	(6)	(340.0)	(22.5)	(3.06)	(10)	(52.6)
1,000人以上	8	14,073.5	69	20	193	9	5	358.0	53.0	2.54	5	62.5
	(8)	(13,676.5)	(70)	(11)	(188)	(7)	(3)	(344.0)	(22.5)	(2.52)	(2)	(25.0)

注〔1.(1)①表の注〕と同じ

②障害種別雇用状況

区　分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2) (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2＋b＋c＋(d＋e)×0.5 (注2) (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c＋d＋e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	2,902.0	360	54	643	109	22	1,482.5	106.0	124	39	450	117	4	797.5	66.0	380	228	28	622.0	146.5
	(2,767.0)	(352)	(48)	(656)	(87)	(16)	(1,459.5)	(106.0)	(116)	(37)	(459)	(95)	(2)	(776.5)	(60.0)	(335)	(189)	(14)	(531.0)	(96.0)
40.0～100人未満	758.0	76	16	152	39	4	341.5		40	20	141	58	2	271.0		81	61	7	145.5	
	(697.0)	(73)	(9)	(160)	(29)	(4)	(331.5)		(34)	(12)	(142)	(36)	(0)	(240.0)		(73)	(51)	(3)	(125.5)	
100～300人未満	1,075.0	117	23	253	48	9	538.5		34	10	150	30	0	243.0		154	134	11	293.5	
	(1,048.0)	(117)	(25)	(248)	(36)	(6)	(528.0)		(39)	(17)	(167)	(33)	(1)	(279.0)		(130)	(108)	(6)	(241.0)	
300～500人未満	353.5	54	4	73	7	3	190.0		20	5	64	12	0	115.0		41	5	5	48.5	
	(338.0)	(50)	(5)	(83)	(8)	(2)	(193.0)		(16)	(3)	(57)	(11)	(0)	(97.5)		(38)	(9)	(1)	(47.5)	
500～1,000人未満	357.5	56	8	81	12	4	209.0		18	1	42	11	1	85.0		48	14	3	63.5	
	(340.0)	(52)	(6)	(82)	(10)	(3)	(198.5)		(17)	(2)	(37)	(12)	(1)	(79.5)		(45)	(16)	(2)	(62.0)	
1,000人以上	358.0	57	3	84	3	2	203.5		12	3	53	6	1	83.5		56	14	2	71.0	
	(344.0)	(60)	(3)	(83)	(4)	(1)	(208.5)		(10)	(3)	(56)	(3)	(0)	(80.5)		(49)	(5)	(2)	(55.0)	

注〔1.(1)②表の注〕と同じ

詳 細 表

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区　分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（注1）	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者（注3）	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（注3）	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注3）	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（注3）	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（注3）	F.計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5（注2）	G.うち新規雇用分（注4）	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	734	101,077.0	484	321	1,473	226	54	2,902.0	318.5	2.87	458	62.4
	(712)	(96,398.5)	(468)	(274)	(1,450)	(182)	(32)	(2,767.0)	(262.0)	(2.87)	(446)	(62.6)
建設業	47	4,456.0	22	3	43	2	2	92.0	2.0	2.06	27	57.4
	(32)	(3,416.5)	(20)	(3)	(43)	(2)	(1)	(87.5)	(5.5)	(2.56)	(24)	(75.0)
製造業	185	29,936.0	161	28	475	11	3	832.0	68.5	2.78	129	69.7
	(190)	(30,021.0)	(158)	(20)	(462)	(14)	(4)	(807.0)	(58.0)	(2.69)	(127)	(66.8)
情報通信業	15	2,183.5	9	3	10	0	2	32.0	1.0	1.47	4	26.7
	(16)	(2,047.5)	(8)	(3)	(10)	(0)	(0)	(29.0)	(3.0)	(1.42)	(4)	(25.0)
運輸業，郵便業	49	5,907.0	31	10	77	4	(2)	152.0	23.5	2.57	29	59.2
	(44)	(5,179.5)	(30)	(11)	(63)	(3)	(0)	(135.5)	(20.5)	(2.62)	(27)	(61.4)
卸売業，小売業	93	10,563.5	49	16	146	24	11	277.5	26.5	2.63	59	63.4
	(94)	(10,457.5)	(46)	(18)	(135)	(18)	(7)	(257.5)	(14.5)	(2.46)	(53)	(56.4)
金融業，保険業	14	3,084.5	10	6	36	0	1	62.5	7.5	2.03	6	42.9
	(13)	(3,134.5)	(10)	(0)	(36)	(1)	(0)	(56.5)	(1.0)	(1.80)	(6)	(46.2)
不動産業，物品賃貸業	9	766.5	0	0	11	1	0	11.5	6.0	1.50	4	44.4
	(6)	(511.5)	(0)	(0)	(8)	(1)	(0)	(8.5)	(2.0)	(1.66)	(2)	(33.3)
学術研究，専門・技術サービス業	13	856.5	0	0	9	2	0	10.0	1.5	1.17	4	30.8
	(11)	(672.0)	(1)	(0)	(10)	(2)	(0)	(13.0)	(1.0)	(1.93)	(6)	(54.5)
宿泊業，飲食サービス業	17	1,223.5	2	4	11	4	1	21.5	0.5	1.76	6	35.3
	(17)	(1,266.0)	(2)	(5)	(13)	(6)	(0)	(25.0)	(5.5)	(1.97)	(8)	(47.1)
生活関連サービス業，娯楽業	16	1,052.0	6	7	33	4	1	54.5	7.0	5.18	13	81.3
	(17)	(1,110.0)	(8)	(7)	(28)	(4)	(0)	(53.0)	(1.0)	(4.77)	(13)	(76.5)
教育，学習支援業	17	1,511.5	1	0	14	0	1	16.5	1.5	1.09	6	35.3
	(15)	(1,346.0)	(2)	(1)	(8)	(0)	(0)	(13.0)	(3.0)	(0.97)	(4)	(26.7)
医療，福祉	198	28,678.5	145	230	458	157	21	1,067.0	137.0	3.72	135	68.2
	(194)	(26,544.5)	(135)	(200)	(466)	(123)	(16)	(1,005.5)	(128.0)	(3.79)	(135)	(69.6)
複合サービス事業	6	3,462.5	15	1	48	2	0	80.0	3.5	2.31	2	33.3
	(6)	(3,545.0)	(15)	(0)	(53)	(1)	(0)	(83.5)	(1.5)	(2.36)	(3)	(50.0)
サービス業	49	6,871.0	33	13	99	15	9	190.0	32.5	2.77	32	65.3
	(53)	(6,946.0)	(33)	(6)	(113)	(7)	(4)	(190.5)	(17.5)	(2.74)	(32)	(60.4)
その他の産業	6	524.5	0	0	3	0	0	3.0	0.0	0.57	2	33.3
	(4)	(201.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(0.0)	(1.00)	(2)	(50.0)

注 〔1.(1)①表の注〕と同じ
その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

詳細表

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 c+d+e×0.5(注3)	g.うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人
産業計	2,902.0	360	54	643	109	22	1,482.5	106.0	124	39	450	117	4	797.5	66.0	380	228	28	622.0	146.5
	(2,767.0)	(352)	(48)	(656)	(87)	(16)	(1,459.5)	(106.0)	(116)	(37)	(459)	(95)	(2)	(776.5)	(60.0)	(335)	(189)	(14)	(531.0)	(96.0)
建設業	92.0	20	3	35	2	2	80.0	2.0	2	0	2	0	0	6.0	0.0	6	0	0	6.0	0.0
	(87.5)	(18)	(3)	(38)	(1)	(1)	(78.0)	(5.5)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)	(5.5)	(0.0)	(4)	(0)	(0)	(4.0)	(0.0)
製造業	832.0	116	9	173	9	2	419.5	24.5	45	6	156	2	0	253.0	12.0	146	13	1	159.5	32.0
	(807.0)	(114)	(3)	(181)	(12)	(3)	(419.5)	(20.5)	(44)	(5)	(160)	(2)	(0)	(254.0)	(21.5)	(121)	(12)	(1)	(133.5)	(16.0)
情報通信業	32.0	9	2	2	0	0	22.0	1.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	8	1	2	10.0	0.0
	(29.0)	(8)	(1)	(2)	(0)	(0)	(19.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(8)	(2)	(0)	(10.0)	(3.0)
運輸業,郵便業	152.0	29	6	53	2	1	118.5	12.5	2	1	9	2	0	15.0	2.5	15	3	1	18.5	8.5
	(135.5)	(28)	(5)	(46)	(1)	(0)	(107.5)	(13.5)	(2)	(1)	(7)	(2)	(0)	(13.0)	(2.0)	(10)	(5)	(0)	(15.0)	(5.0)
卸売業,小売業	277.5	34	2	61	12	3	138.5	7.5	15	5	45	12	1	86.5	8.5	40	9	7	52.5	10.5
	(257.5)	(32)	(4)	(59)	(8)	(3)	(132.5)	(5.0)	(14)	(4)	(44)	(10)	(1)	(81.5)	(4.5)	(32)	(10)	(3)	(43.5)	(5.0)
金融業,保険業	62.5	10	0	30	0	1	50.5	2.5	0	1	2	0	0	3.0	0.0	4	5	0	9.0	5.0
	(56.5)	(10)	(0)	(29)	(0)	(0.0)	(49.0)	(1.0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(2.5)	(0.0)	(5)	(0)	(0)	(5.0)	(0.0)
不動産業,物品賃貸業	11.5	0	0	6	1	0	6.5	3.0	0	0	1	0	0	1.0	0.0	4	0	0	4.0	3.0
	(8.5)	(0)	(0)	(3)	(1)	(0)	(3.5)	(0.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(1.0)	(3)	(0)	(0)	(3.0)	(1.0)
学術研究,専門・技術サービス業	10.0	0	0	4	1	0	4.5	0.0	0	0	1	1	0	1.5	0.5	4	0	0	4.0	1.0
	(13.0)	(1)	(0)	(5)	(2)	(0)	(8.0)	(1.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(5)	(0)	(0)	(5.0)	(0.0)
宿泊業,飲食サービス業	21.5	2	2	6	4	0	14.0	0.0	0	1	2	0	0	3.0	0.0	3	1	1	4.5	0.5
	(25.0)	(2)	(2)	(8)	(5)	(0)	(16.5)	(3.5)	0	(0)	(2)	(1)	(0)	(2.5)	(1.0)	(3)	(3)	(0)	(6.0)	(1.0)
生活関連サービス業,娯楽業	54.5	1	3	5	2	1	11.5	0.0	5	1	23	2	0	35.0	2.0	5	3	0	8.0	5.0
	(53.0)	(2)	(1)	(5)	(3)	(0)	(11.5)	(0.0)	(6)	(3)	(21)	(1)	(0)	(36.5)	(0.0)	(2)	(3)	(0)	(5.0)	(1.0)
教育,学習支援業	16.5	1	0	10	0	0	12.0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	4	0	1	4.5	1.5
	(13.0)	(2)	(1)	(5)	(0)	(0)	(10.0)	(2.0)	0	(0)	(1.0)	0	(0)	(1.0)	(1.0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(0.0)
医療,福祉	1,067.0	102	24	185	66	8	450.0	35.0	43	22	160	91	2	314.5	32.5	113	184	11	302.5	69.5
	(1,005.5)	(97)	(26)	(197)	(50)	(8)	(446.0)	(45.5)	(38)	(21)	(163)	(73)	(1)	(297.0)	(26.5)	(106)	(153)	(7)	(262.5)	(56.0)
複合サービス事業	80.0	12	0	31	1	0	55.5	3.5	3	0	6	1	0	12.5	0.0	11	1	0	12.0	0.0
	(83.5)	(12)	(0)	(34)	(0)	(0)	(58.0)	(0.0)	(3)	(0)	(6)	(1)	(0)	(12.5)	(0.5)	(13)	(0)	(0)	(13.0)	(1.0)
サービス業	190.0	24	3	39	9	4	96.5	14.5	9	2	43	6	1	66.5	8.0	17	8	4	27.0	10.0
	(190.5)	(26)	(2)	(42)	(4)	(1)	(98.5)	(8.5)	(7)	(3)	(50)	(3)	(0)	(68.5)	(2.0)	(21)	(1)	(3)	(23.5)	(7.0)
その他の産業	3.0	0	0	3	0	0	3.0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0
	(2.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注〔1.(1)②表の注〕と同じ
その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

(3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

詳 細 表

区　分	①法定雇用率未達成企業数	② 不　足　数								③障害者の数が0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	276 (100.0%)	206 (74.6%)	39 (14.1%)	20 (7.3%)	6 (2.2%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	152 (55.1%)
40.0人～100人未満	169 (100.0%)	160 (94.7%)	9 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	140 (82.8%)
100～300人未満	79 (100.0%)	40 (50.6%)	22 (27.9%)	13 (16.5%)	3 (3.8%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (13.9%)
300～500人未満	16 (100.0%)	4 (25.0%)	4 (25.0%)	5 (31.3%)	1 (6.3%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)
500～1,000人未満	9 (100.0%)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

詳 細 表

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
県の機関	3	4,183.5	31	4	52	12	0	124.0	10.0	2.96	3	100.0
	(3	4,244.5	30	5	54	11	0	124.5	10.5	2.93	3	100.0)

〔2(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3))	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県の機関	124.0	31	2	25	12	0	95.0	6.0	0	0	2	0	0	2.0	0.0	25	2	0	27.0	4.0
	(124.5	30	3	25	11	0	93.5	3.5	0	0	2	0	0	2.0	0.0	27	2	0	29.0	7.0)

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。

【参考】県の機関における障害部位別の雇用身体障害 ※実人数

県の機関	計	視覚障害 視力障害	視野障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由 上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	内部障害 心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	70	0	2	5	0	18	21	3	2	0	16	3	0	0	0	0	0

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(2) 市町の機関(法定雇用率2.8%)

詳 細 表

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G.うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
市町の機関	**33**	**11,050.0**	**63**	**17**	**161**	**16**	**2**	**313.0**	**28.5**	**2.83**	**27**	**81.8**
	(31	10,912.5	69	14	139	18	2	301.0	37.0	2.76	23	74.2)

注 〔2(1)①の表の注〕と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g.うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町の機関	**313.0**	**62**	**10**	**104**	**14**	**1**	**245.5**	**14.0**	**1**	**0**	**5**	**2**	**0**	**8.0**	**0.5**	**52**	**7**	**1**	**59.5**	**14.0**
	(301.0	68	7	96	16	1	247.5	19.0	1	0	5	2	0	8.0	2.0	38	7	1	45.5	16.0)

注 〔2(1)②の表の注〕と同じ

（３）県の教育委員会（法定雇用率2.7%）

詳 細 表

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D.重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5 (注2)	G.うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
県の 教育委員会	**1**	**7,696.0**	**44**	**1**	**120**	**1**	**0**	**209.5**	**25.5**	**2.72**	**1**	**100.0**
	(1	7,708.0	48	1	98	2	0	**196.0**	24.5	2.54	0	0.0)

注 〔2(1)①の表の注〕と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県の 教育委員会	**209.5**	**44**	**1**	**59**	**1**	**0**	**148.5**	**8.5**	**0**	**0**	**8**	**0**	**0**	**8.0**	**3.0**	**53**	**0**	**0**	**53.0**	**14.0**
	(196.0	48	1	58	2	0	156.0	11.5	0	0	5	0	0	5.0	2.0	35	0	0	35.0	11.0)

注 〔2(1)②の表の注〕と同じ

【参考】県の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数　　※実人数

県の 教育委員会	計	視覚障害 視力障害	視野障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由 上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	内部障害 心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	105	15	3	3	0	6	22	8	14	0	20	8	0	4	1	0	1

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

3. 地方独立行政法人における雇用状況

詳 細 表

地方独立行政法人（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2＋B＋C＋(D+E)×0.5(注2)	G.うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
	機関	㌘	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
地方独立行政法人	1	1,008.5	4	1	14	0	1	23.5	7.0	2.33	0	0.0
	(1	890.5	2	2	10	0	0	16.0	0.0	1.80	0	0.0)

〔3①表の注〕
注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
4 F欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数 a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	③知的障害者の数 a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	④精神障害者の数 c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
地方独立行政法人	23.5	4	0	9	0	1	17.5	3.0	0	0	1	0	0	1.0	0.0	4	1	0	5.0	4.0
	(16.0	2	2	9	0	0	15.0	0.0	0	0	1	0	0	1.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0)

〔3②表の注〕
注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
4 ②③のac欄及び④のe欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

※「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

４ 地方公共団体の各機関の状況

（１）県の機関の状況（法定雇用率2.8%）

区分＼項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,183.5	124.0	2.96	0.0	
佐賀県知事部局	3,784.0	112.5	2.97	0.0	
佐賀県警察本部	348.0	10.5	3.02	0.0	
佐賀県競馬組合	51.5	1.0	1.94	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

（２） 市町の機関の状況（法定雇用率2.8%）

区分＼項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	11,050.0	313.0	2.83	7.0	
佐賀市(特例認定)	2,462.0	71.0	2.88	0.0	注4
唐津市(特例認定)	1,459.5	42.0	2.88	0.0	注4
鳥栖市(特例認定)	787.5	21.5	2.73	0.5	注4
多久市 (特例認定)	428.0	10.5	2.45	0.5	注4
伊万里市(特例認定)	783.0	21.0	2.68	0.0	注4
武雄市 (特例認定)	609.0	17.0	2.79	0.0	注4
鹿島市 (特例認定)	415.0	11.5	2.77	0.0	注4
小城市	324.5	9.0	2.77	0.0	
嬉野市	288.0	9.0	3.13	0.0	
神埼市(特例認定)	499.5	12.0	2.40	1.0	注4
吉野ヶ里町(特例認定)	203.0	6.0	2.96	0.0	注4
基山町	204.0	6.0	2.94	0.0	
上峰町(特例認定)	113.0	2.0	1.77	1.0	注4
みやき町	296.5	10.0	3.37	0.0	
玄海町	143.5	4.0	2.79	0.0	
有田町	164.5	5.0	3.04	0.0	
大町町	92.0	2.0	2.17	0.0	
江北町(特例認定)	145.5	4.0	2.75	0.0	注4
白石町(特例認定)	311.0	6.0	1.93	2.0	注4
太良町	100.0	3.0	3.00	0.0	
小城市教育委員会	148.5	4.0	2.69	0.0	
嬉野市教育委員会	124.0	4.0	3.23	0.0	
みやき町教育委員会	94.0	5.0	5.32	0.0	
佐賀中部広域連合	61.5	1.0	1.63	0.0	
佐賀市上下水道局	145.0	4.5	3.10	0.0	
佐賀東部水道企業団	81.5	3.0	3.68	0.0	
佐賀西部広域水道企業団	83.0	3.0	3.61	0.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院	218.5	4.0	1.83	2.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里・有田地区特別養護老人ホームくにみ	54.5	2.0	3.67	0.0	
町立太良病院	65.0	1.0	1.54	0.0	
佐賀市交通局	43.0	5.0	11.63	0.0	
唐津市上下水道局	57.0	2.0	3.51	0.0	
唐津市ボートレース企業団	45.5	2.0	4.40	0.0	

※ 鳥栖市(特例認定)においては、令和7年12月１日時点において、障害者数22.5人、実雇用率2.88%、不足数0.0人となっている。

※ 上峰町(特例認定)においては、令和7年7月１日時点において、障害者数3.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。

※ 白石町においては、令和7年10月２日時点において、障害者数8.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐賀市	佐賀市教育委員会
唐津市	唐津市教育委員会
鳥栖市	鳥栖市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
伊万里市	伊万里市教育委員会
武雄市	武雄市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会
江北町	江北町教育委員会

（３）県の教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

区分＼項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会	7,696.0	209.5	2.72	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

（４）地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.8%）

区分＼項目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	1,008.5	23.5	2.33	4.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数		
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434	／	120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146	／	4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584	／	1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621	／	1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906	／	1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531	／	905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568	／	1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930	／	1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876	／	1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854	／	1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042	／	1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923	／	4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529	／	3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922	／	25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490	／	5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234	／	2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571	／	1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644	／	1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505	／	865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403	／	740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091	／	1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012	／	1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819	／	3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577	／	7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848	／	1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583	／	1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094	／	2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001	／	9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914	／	4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467	／	800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421	／	729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314	／	545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462	／	693
岡山	2.45	△ 0.13	49.1	△1.7	864	／	1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329	／	2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565	／	1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337	／	593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563	／	976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612	／	1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342	／	612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201	／	4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458	／	734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679	／	1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824	／	1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595	／	1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597	／	963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845	／	1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741	／	1,285